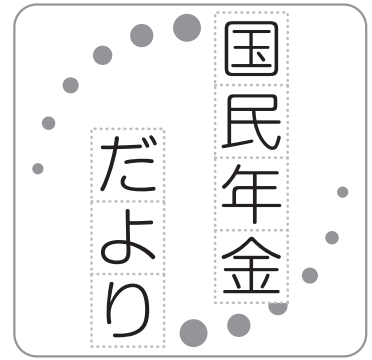




お知らせ 老齢基礎年金の繰上げ、繰下げについて

《繰上げ支給》

老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。

しかし、繰上げ支給の請求をした時点(月単位)に応じて年金が減額され、その減額率(最大で30%)は一生変わりません。

また、繰上げ請求した後で国民年金法で定める1、2級に該当する障害者になったとしても、障害基礎年金の支給を受けることはできなくなります。そのほか、いろいろと不利益な点が多いので、注意が必要です。

《繰下げ支給》

希望すれば66歳以降に増額した老齢基礎年金を受けることができます。繰下げ請求をした時点(月単位)に応じて年金が増額され、その増額率(1カ月で0・7%、最大で42%)は一生変わりません。ただし、遺族年金等、他年金の受給権がある場合、繰下げ請求ができません。支給開始は請求した翌月分からとなりますので、必ず70歳到達月末までに請求してください。

お知らせ 平成21年度の年金額は据え置きになりました

総務省から、平成20年の年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率の確定値が1・4%と公表されましたが、平成12年度から14年度のマイナス物価スライド(1・7%)を特例的に実施せず、据え置いていることから、現在の年金額は、本来水準よりも高い水準となっているため、本年度については据え置きとなります。

ただし、特別障害給付金に

ついては、前年度より1・4%引き上げられることになりました。

お知らせ 学生には「学生納付特例制度」があります。

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務付けられています。申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

《対象者》
大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等(夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が180万円以下(扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その扶養者数や控除金額に応じた額が加算されます。)の方。(平成20年度の所得基準)

《承認期間》

平成21年4月～
平成22年3月

《承認を受けた期間は…》

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

10年以内であれば在学期間の国民年金保険料を社会人になってから納付(追納)できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう。
※承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

《申請手続き》

町民課、各総合支所住民課の国民年金担当窓口で早めに申請してください。

申請は毎年度必要です(前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です)。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

○申請に必要なもの…年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑(本人署名の場合は不要)など

■20年4月から学生納付特例の申請が簡素化されています。

前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定年月日を記入され、翌年度も引き続き在学中の方については、必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請することができるよう簡素化が図られるようになりました。

■経済的に余裕がある場合は、保険料を納付する方がお得です。

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717